

事業説明シート 3 ふれあいのまちづくり事業(継続)

部局課所 福祉保健部福祉総務課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 4節 地域福祉の推進
 3項 住民の福祉活動の推進
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【 事業の目的】 地域に即した創意工夫を凝らした福祉サービスを永続的かつ自主的に提供する体制づくり等を行う。 (平成3年度から8年度まで国のモデル指定)	【 事業の対象】 全市民。
【 全体事業概要】 12年度実績 ・ふれあい福祉相談センター 相談件数 2,544件 ・福祉協力員設置状況 28地区776人	【 新年度事業概要】 ・ふれあい福祉相談センターの開設。 ・福祉協力員の設置および研修会の開催。 ・地域福祉活動ネットワーク事業。 (ワークショップ、友愛訪問、ふれあい地域サロン)
【 備考】	【 国県施策名】 介護予防生活支援事業 【 国補助率】 1 / 2 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 3 ふれあいのまちづくり事業(継続)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】
○ 無 ● 有 事業内容の充実を図ることでコスト増となる。

【 民間事業との競合】
● 無 ○ 有 事業収入が見込めないため、民間参入はほぼ無いと考えられる。

【 住民ニーズ、行政需要の動向】
● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向
社会福祉基礎構造改革により「地域福祉の推進」が大きなテーマに掲げられ、地域における助け合い、支え合いの意識の醸成がこれまでよりさらに求められている。 社会福祉法第4条 地域福祉の推進 社会福祉法第10章第1節 社会福祉協議会

【 市が今行う必要性】
○ 無 ● 有 都市化の進展とともに、地域における共同体としての機能や支え合いの意識は、年々希薄になっている。市民意識の醸成のためにも、行政による動機づけが必要。

【 事業外部の条件整備(関連事業等)】
○ 問題無 ● 要配慮 NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等との連携

【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	相談センターへの相談件数				
選定理由					
計算・推計方法	平成12年度実績2,544件				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					

【 事業成果指標・備考】 年度ごとの実績とする

事業説明シート 4 (仮称)福祉複合施設整備推進事業(継続)

部局課所 福祉保健部福祉総務課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 1節 高齢者保健・福祉の充実
 3項 施設整備の推進
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【事業の目的】 社会福祉法人による民設民営型の「(仮称)福祉複合施設」の整備を推進し、福祉の理想であるノーマライゼーションの実現を図る。	【事業の対象】 介護認定審査で非該当及び要支援とされた高齢者、在宅知的障害者、児童
【全体事業概要】 平成14年度のオープンを目指し、泉地区に高齢者・障害者・児童のための福祉複合施設の建設を推進する。 ○施設概要 生活支援ハウス(定員20人) 知的障害者通所授産施設(定員40人) 保育所(定員60人) 併設施設 地域交流スペース ○建設予定地 泉菅野二丁目地内 面積 2,181.92㎡ 市有地	【新年度事業概要】 施設整備(13・14年度の2か年事業)社会福祉法人による、児童・高齢者・障害者の福祉複合施設の整備費を計上するものである。
【備考】 事業シート№21および№73と関連事業	【国県施策名】 社会福祉施設等施設整備費、設備整備費 【国補助率】 1/2 【県補助率】 【起債充当率】

事業評価シート 4 (仮称)福祉複合施設整備推進事業(継続)

【事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】					
● 無 ○ 有					
【民間事業との競合】					
● 無 ○ 有					
【住民ニーズ、行政需要の動向】					
● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向			一人暮らし等高齢者や保育所待機児童数の増加、さらには在宅知的障害者の自立と社会参加促進のための施設整備が求められている。		
【市が今行う必要性】					
○ 無 ● 有			高齢者や、障害者が、子どもたちや他の世代の人たちと共に過ごす「ノーマライゼーション」実現のための一事業として市が構想を計画したものである。		
【事業外部の条件整備(関連事業等)】					
● 問題無 ○ 要配慮					
【事業成果(アウトカム)指標】					
指標	施設の定員数				
選定理由	措置等を図るための施設規模				
計算・推計方法					
留意事項	各施設の定員は生活支援ハウス20人、知的障害者通所授産施設40人、保育所60人となる。併設施設として地域交流スペースを設置する。(合計120人)				
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度

目標		1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0
実績					

【 事業成果指標・備考】					
--------------	--	--	--	--	--

05福祉 4

事業説明シート 5 地域福祉計画策定経費(新規)

部局課所 福祉保健部福祉総務課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 4節 地域福祉の推進
 1項 福祉サービスの供給
重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【 事業の目的】 社会福祉基礎構造改革により、社会福祉法が制定（平成12年6月）され、「地域福祉の推進」が大きなテーマに掲げられた。このことは、福祉サービスを必要とする市民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるような、いわゆるノーマライゼーションの社会を構築していくことである。そのために、社会福祉法の規定に基づき、地域福祉を推進するための総合的な計画書を策定するものである。	【 事業の対象】 全市民
【 全体事業概要】 ・地域福祉計画策定事業 ・地域福祉活動支援事業（ふれあいのまちづくり事業） ・地域福祉計画書作成（けやきのまちのしあわせプラン推進事業） ・社会福祉審議会地域福祉分科会開催（秋田市社会福祉審議会開催経費） ・平成15年度に地域福祉計画を策定する。	【 新年度事業概要】 ・市民意識調査 ・先進地調査
【 備考】 本市としては、法律の主旨を鑑みて、平成14年度中の地域福祉計画策定を検討していたが、国の動向等により、平成15年度に策定することとした。	【 国県施策名】 介護予防・生活支援事業（健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発事業） 【 国補助率】 1 / 2 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 5 地域福祉計画策定経費(新規)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】 ● 無 ○ 有		NPOをはじめとする市民活動団体の意識調査については、平成13年度に企画調整課が実施する市民活動事例調査事業の集計結果を引用する。
【 民間事業との競合】 ● 無 ○ 有		社会福祉法により、各市町村における計画策定が求められているため、民間事業者の参入はない。
【 住民ニーズ、行政需要の動向】 ● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向		社会福祉基礎構造改革により、「地域福祉の推進」が大きなテーマに掲げられ、地域における助け合い、支え合いの意識の醸成がこれまでよりさらに求められている
【 市が今行う必要性】 ○ 無 ● 有		都市化や核家族化の進展に伴い、地域における共同体としての機能や支え合いの意識は、年々希薄になっている。市民意識の醸成のためにも、行政による動機づけが必要。（将来的には市民の自主的・自発的な創意工夫が理想）15年度策定
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】 ○ 問題無 ● 要配慮		NPO、ボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携。

【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標					
選定理由					
計算・推計方法					
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					

【 事業成果指標・備考】
政策準備を行う事業であるため、設定できない。計画策定後の計画内事業の進捗率が指標となる。

05福祉 5

事業説明シート 15 身体障害者福祉施設整備費補助金（身体障害者サービスセンター）（新規）

部局課所 福祉保健部社会福祉課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 2節 障害者保健・福祉の充実
 2項 施設整備の推進
 重点テーマ 3 市民共生社会の実現

【 事業の目的】 このデイサービスセンターは、在宅身体障害者の自立と社会参加の促進を図るため、交通至便な中心市街地である秋田駅東に整備が予定されている（仮称）拠点センター内の民間施設に開設し、身体障害者の生きがいづくりや機能訓練、創作的活動等を行い、他の併設福祉施設との連携の下、事業を推進していく。	【 事業の対象】 在宅の身体障害者約3,400人（18歳～64歳の入所者除く）
【 全体事業概要】 現在、まちづくり整備室において、一括事業化提案競技により、（仮称）拠点センター整備事業全体計画の中で、民設民営を前提に本施設の整備を進めている。 ・ 1日利用人員 15人 ・ 事業類型 給食中心型	【 新年度事業概要】 交通至便な市中央部に建設予定の（仮称）拠点センターの民間施設内に整備し、通所により創作的活動や機能訓練等の各種サービスを提供する。実施設計策定、工事着工
【 備考】 年度別施設整備割合 14年度 30% 15年度 30% 16年度 40%	【 国県施策名】 社会福祉施設整備費補助金 【 国補助率】 1 / 2 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 15 身体障害者福祉施設整備費補助金（身体障害者サービスセンター）（新規）

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】					
● 無 ○ 有					
【 民間事業との競合】					
● 無 ○ 有 身体障害者福祉法第35条					
【 住民ニーズ、行政需要の動向】					
● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向 市北部地区にある身体障害者デイサービスセンター「ほくと」は、ほぼ定員を満たしており、特に市東部や南部地区の需要には十分に応えられていない状況となっている。					
【 市が今行う必要性】					
○ 無 ● 有 障害者基本法第18条（国及び地方公共団体の施設整備義務）					
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】					
○ 問題無 ● 要配慮 拠点センター全体計画の動向					
【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	身体障害者デイサービスセンター利用者一人あたりのイニシャルコスト				
選定理由					
計算・推計方法	年間事業費 / 利用人員 / 償却年数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					

〔事業成果指標・備考〕
目標設定せず、実績とする。

05福祉 15

事業説明シート 18 知的障害者小規模作業所育成事業(継続)

部局課所 福祉保健部社会福祉課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 2節 障害者保健・福祉の充実
 2項 施設整備の推進
重点テーマ 3 市民共生社会の実現

【 事業の目的】 養護学校卒業者の行き先の確保と運営の安定が図られる。 市の福祉授産所については、統合の上法定化を行い、通所者の処遇改善を図る。 民間小規模作業所については、各作業所の実態及び希望を把握の上、法定施設化(分場化等)を検討する。	【 事業の対象】 在宅の知的障害者 433人のうち希望する約120人
【 全体事業概要】 在宅で、一般雇用が困難な障害者が通所して作業訓練や生活指導を受ける小規模作業所に運営費を補助するほか、市福祉授産所に業務委託等を行う。 ・市福祉授産所(4カ所) 通所者44人 ・いなほ会 新屋扇町 通所者13人(重度9人) ・つどいの家 浜田字境川 通所者12人(重度12人) ・工房こすもす 濁川堀尾田 通所者 7人(重度2人) ・パストラル 添川 通所者 7人(重度1人) ・新設 通所者 5人(重度5人)	【 新年度事業概要】 秋田市福祉授産所が14年下期に通所授産施設へ移行の予定
【 備考】 11年度より、市単で重度加算制度を設けた。 13年10月より、つどいの家が小規模通所授産施設へ移行。 17年下期に1カ所の作業所の小規模通所授産施設への移行をめざす。 事業シート№30と関係	【 国県施策名】 【 国補助率】 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 18 知的障害者小規模作業所育成事業(継続)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】					
● 無 ○ 有					
【 民間事業との競合】					
● 無 ○ 有					
【 住民ニーズ、行政需要の動向】					
● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向		補助施設数 10年度 4カ所 11年度5カ所 12年度 4カ所			
【 市が今行う必要性】					
○ 無 ● 有		秋田市心身障害者小規模作業所補助金交付要綱			
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】					
● 問題無 ○ 要配慮					
【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	知的障害者の小規模作業所数を減少する				
選定理由	法定化により施設経営の安定と、利用者の処遇改善が図られる。				
計算・推計方法	13年度実績による				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	8	8	4	3	3

実績					
----	--	--	--	--	--

【 事業成果指標・備考】

05福祉 18

事業説明シート 27 支援費制度施行準備経費(新規)

部局課所 福祉保健部社会福祉課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 2節 障害者保健・福祉の充実
 0項
重点テーマ 3 市民共生社会の実現

【 事業の目的】 社会福祉基礎構造改革の一つとして、平成15年度から障害者福祉サービスが、従来の行政が内容等を決定する「措置制度」から利用者の立場に立った「支援費制度」に切り替わるため、制度の円滑な移行を図ることを目的とする。	【 事業の対象】 身体・知的障害者およびその家族等 (対象者：在宅又は施設サービスを利用する身体・知的障害(児)者約12,000人)
【 全体事業概要】 平成15年度から、身体障害者の施設・在宅サービス、知的障害者の施設・在宅サービス、障害児の在宅サービスが、従来の措置制度から支援費制度(利用契約制度)に切り替わる。	【 新年度事業概要】 支援費制度の普及・啓発を図るためのパンフレットの作成・配布、施設利用者の家族や対象者に対する説明会の開催、支援費支給申請の勧奨、平成15年度当初からのサービス受給を可能にするための受給者証の発行。
【 備考】	【 国県施策名】 支援費制度施行準備経費 【 国補助率】 1 / 2 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 27 支援費制度施行準備経費(新規)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】					
○ 無 ● 有		施行準備のための人員増が必要。			
【 民間事業との競合】					
● 無 ○ 有		身体障害者福祉法第2章第2節、知的障害者福祉法第3章第2節、児童福祉法第2章第2節			
【 住民ニーズ、行政需要の動向】					
○ 増加傾向 ● 不変 ○ 減少傾向		対象者：身体・知的障害(児)者約12,000人			
【 市が今行う必要性】					
○ 無 ● 有		社会福祉法第6条			
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】					
○ 問題無 ● 要配慮		施設や在宅サービス事業者、庁内の窓口業務を持っている課との連絡調整が必要。			
【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標					
選定理由					
計算・推計方法					
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					
【 事業成果指標・備考】 単年度の準備事業のため指標なし					

事業説明シート 28 支援費制度システム構築経費(新規)

部局課所 福祉保健部社会福祉課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 2節 障害者保健・福祉の充実
 0項
重点テーマ 3 市民共生社会の実現

【 事業の目的】 国の社会福祉基礎構造改革により、H15年度から障害者の在宅福祉サービスは措置制度から支援費制度へ移行する。このため、業務に使用するシステムも支援費制度対応のものを構築する。	【 事業の対象】 在宅の身体・知的障害児者 約1,000人 なお、支援費システム構築にあわせて、現行業務システムを新システムに移行する事により、対象者約12,000人
【 全体事業概要】 従来の措置制度から、利用者と事業者の直接契約による支援費制度へ移行する。これにより、より利用者本意のサービス利用が可能となることが見込まれる。	【 新年度事業概要】 システム構築 機器整備等
【 備考】 ● 制度の詳細は、厚生労働省のHPにて確認可能 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/syakai/sienhi/jimu/jimu01.html#top ● 現行システムから移行するシステムは ・身体障害者手帳台帳管理（発行） ・知的障害者手帳台帳管理（発行） ・ホームヘルプサービス ・ショートステイ ・施設措置 ・日常生活用具 ・補装具 ・厚生省報告例関係 等である	【 国県施策名】 【 国補助率】 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 28 支援費制度システム構築経費(新規)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】					
● 無 ○ 有					
【 民間事業との競合】					
● 無 ○ 有					
【 住民ニーズ、行政需要の動向】					
○ 増加傾向 ● 不変 ○ 減少傾向					
【 市が今行う必要性】					
○ 無 ● 有		社会福祉法第6条 支援費制度の対応のシステム構築が早急に求められている。			
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】					
● 問題無 ○ 要配慮					
【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	支援費制度対象者数				
選定理由	支援費制度利用者の伸び率から、システム利用の価値を計る。				
計算・推計方法	身体・知的障害者推計数の伸び率による。				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	980	1,080	1,200	1,325	1,470

実績					
----	--	--	--	--	--

【 事業成果指標・備考】

05福祉 28

事業説明シート 30 知的障害者小規模通所授産施設運営費補助事業(継続)

部局課所 福祉保健部社会福祉課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 2節 障害者保健・福祉の充実
 2項 施設整備の推進
重点テーマ 3 市民共生社会の実現

【 事業の目的】 地域でのきめ細かな福祉活動を推進するために、小規模作業所の法定化を進めると共に、法定化された小規模通所授産施設の運営費補助を行い、福祉の向上を図る。	【 事業の対象】 ・補助対象 2 施設 ・法定化対象 つどいの家が法定化されたことから、残り市内民間小規模作業所 6 カ所
【 全体事業概要】 ・小規模作業所の法定化推進 国および市の障害者プランにおいては、無認可の小規模作業所の不安定な運営の解消や利用者の処遇の向上を図るために、法定施設への移行を促進することとしている。 昨年6月の社会福祉事業法等の一部改正に伴い、従来の法定施設である通所授産施設の最低利用定員が20人以上から10人以上へと引き下げられたほか、資産要件や職員配置、建物基準等の要件緩和が図られ、民間小規模作業所から法定施設（小規模通所授産施設）への移行が容易になっている。 ・小規模通所授産施設運営費補助 運営費補助（1カ所当たり） 年額 11,000千円	【 新年度事業概要】 14年度運営費補助金 11,000千円（つどいの家） 5,500千円（希望の家）
【 備考】 平成13年度 つどいの家 法定化済み（10月開所） 14年度 希望の家 法定化（予定）	【 国県施策名】 【 国補助率】 1 / 2 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 30 知的障害者小規模通所授産施設運営費補助事業(継続)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】					
● 無 ○ 有					
【 民間事業との競合】					
● 無 ○ 有 身体障害者福祉法第35条、知的障害者福祉法第22条					
【 住民ニーズ、行政需要の動向】					
○ 増加傾向 ● 不変 ○ 減少傾向 民間小規模作業所7カ所のうち、4カ所が法定施設移行を希望している。					
【 市が今行う必要性】					
○ 無 ● 有 障害者基本法第10条の2					
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】					
● 問題無 ○ 要配慮					
【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	小規模作業所数の小規模作業所数および小規模通所授産施設合計に占める割合				
選定理由	小規模作業所の法定化状況				
計算・推計方法	小規模作業所数 / 小規模作業所数および小規模通所授産施設合計に占める割合				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					

実績					
----	--	--	--	--	--

〔 事業成果指標・備考〕
目標設定せず、実績表示とする。

05福祉 30

事業説明シート 31 障害児放課後等対策事業(新規)

部局課所 福祉保健部社会福祉課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 2節 障害者保健・福祉の充実
 1項 在宅サービスの充実
重点テーマ 3 市民共生社会の実現

【 事業の目的】 障害児の健全育成をはかるため、放課後や長期休業期間中の育成指導を行い、保護者の精神的、肉体的、経済的負担の軽減により、障害児およびその家庭の福祉の向上をはかる。	【 事業の対象】 養護学校に在籍する障害児等
【 全体事業概要】 心身に障害を持ち、仕事・家族の介護・保護者の病気等により、保護者が昼間家庭にいない等と認められる児童生徒に対し、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成の場を確保する。	【 新年度事業概要】
【 備考】 秋田県では、13年度から試行的にゆり養護学校において本事業を実施している。 14年度から実施が予定されている養護学校の完全週休二日制の移行に伴い、その負担の増加が予想される。	【 国県施策名】 【 国補助率】 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 31 障害児放課後等対策事業(新規)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】					
○ 無 ○ 有					
【 民間事業との競合】					
○ 無 ○ 有					
【 住民ニーズ、行政需要の動向】					
○ 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向					
【 市が今行う必要性】					
○ 無 ○ 有					
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】					
○ 問題無 ○ 要配慮					
【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標					
選定理由					
計算・推計方法					
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					
【 事業成果指標・備考】 平成14年度事業が無いため、評価項目なし					

事業説明シート 46 へき地保育所運営委託事業(継続)

部局課所 福祉保健部児童家庭課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 3節 母子保健および児童福祉・少子対策の充実
 3項 子育てと仕事の両立支援
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【 事業の目的】 山間地などの諸条件に恵まれない地域（上北手、太平、山谷、金足西、金足東、上新城、下浜八田の7地区）の児童を保育することにより当該児童の福祉の増進を図る。（13，14年度は見込み） 年 度 入所児童数 153 147 150 151 148	【 事業の対象】 入所児童 148人（14年度見込み）
【 全体事業概要】 7地区の事業費を一括管理している秋田市幼児園運営委員会に運営を委託している。	【 新年度事業概要】 従来どおり7地区の幼児園運営を秋田市幼児園運営委員会に委託する。
【 備考】 秋田市エンゼルプランに基づく事業	【 国県施策名】 へき地保育事業 【 国補助率】 1 / 3 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 46 へき地保育所運営委託事業(継続)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】					
○ 無 ● 有		今後、統廃合を進めていく計画である			
【 民間事業との競合】					
● 無 ○ 有					
【 住民ニーズ、行政需要の動向】					
○ 増加傾向 ○ 不変 ● 減少傾向		年 度 入所児童数 153 147 150 151			
【 市が今行う必要性】					
○ 無 ● 有		へき地保育所の設置について（平成8年3月29日厚生省発児第62号）			
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】					
○ 問題無 ● 要配慮		地区の運営委員会との協議、保育に欠けない入所児童への配慮など			
【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	全入所児童数に対するへき地入所児童数の割合				
選定理由					
計算・推計方法	全入所児童数 / へき地入所児童数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					
【 事業成果指標・備考】					
目標設定せず、実績表示とする。					

事業説明シート 47 認可外保育施設助成事業(継続)

部局課所 福祉保健部児童家庭課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 3節 母子保健および児童福祉・少子対策の充実
 3項 子育てと仕事の両立支援
重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【 事業の目的】 認可保育所の定員オーバーや、24時間保育などから認可保育所で受入れできない児童を認可外保育所で受入れることにより当該児童の健全育成を図る。 年 度 10 11 12 13 14 入所児童数 672 612 514 664 599	【 事業の対象】 入所児童 599人
【 全体事業概要】 認可外保育所に対して運営費補助を行い、認可外保育施設の育成を図っている。平成9年度以降は、児童福祉施設の監査の中で児童の環境面について指導を強化し、改善した施設については一部助成をしている。	【 新年度事業概要】 こどものくにが認可予定で委託対象外となるが、こどものいえ託児所外2施設を加え15施設へ助成。 (ア) 児童数割(園児保険料含む) @10,500×599人=6,290千円 (イ) 職員数割 @3,000×101人=303千円 (ウ) 環境整備 @213,430×15施設=3,201千円 (エ) 障害児保育 @299,760×6人=1,799千円
【 備考】 秋田市エンゼルプランに基づく事業	【 国県施策名】 【 国補助率】 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 47 認可外保育施設助成事業(継続)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】					
● 無 ○ 有					
【 民間事業との競合】					
● 無 ○ 有					
【 住民ニーズ、行政需要の動向】					
● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向			要保育児童数の推移		
			年度 児童数 3,500 3,594 3,775 3,959 4,097		
【 市が今行う必要性】					
○ 無 ● 有			秋田市保育室利用要綱		
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】					
○ 問題無 ● 要配慮					
【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	全入所児童数に対する認可外保育施設入所児童数の割合				
選定理由					
計算・推計方法	認可外保育施設入所児童数 / 全入所児童数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					

【事業成果指標・備考】
目標設定せず、実績表示とする。

05福祉 47

事業説明シート 52 認可外保育施設の認可(新規)

部局課所 福祉保健部児童家庭課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 3節 母子保健および児童福祉・少子対策の充実
 3項 子育てと仕事の両立支援
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【 事業の目的】 規制緩和により、社会福祉法人以外の保育所認可が可能になったことから、最低基準を満たす認可外保育所を認可することで、入所児童の処遇改善を図るとともに、定員増を併せて行うことで待機児童を解消する。	【 事業の対象】 14年度の推計要保育児童 4,097人
【 全体事業概要】 市全体や各地区ごとの保育需要を十分見極めながら、施設整備を伴うものと一体となった整備計画を検討する。	【 新年度事業概要】 こどものくに保育園の認可。定員60人 運営費75,303千円
【 備考】 当該事業費は、児童保護措置費・保育所運営費（定員増分）で予算要求している。	【 国県施策名】 私立保育所保護者負担金 【 国補助率】 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 52 認可外保育施設の認可(新規)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】 ● 無 ○ 有	
---	--

【 民間事業との競合】 ● 無 ○ 有	
------------------------	--

【 住民ニーズ、行政需要の動向】 ● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向	認可保育所入所児童数の推移 年度 児童数 2,469 2,666 2,900 3,036 3,216
--	--

【 市が今行う必要性】 ○ 無 ● 有	児童福祉法第24条、 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」H13.7.6閣議決定
------------------------	--

【 事業外部の条件整備(関連事業等)】 ● 問題無 ○ 要配慮	
------------------------------------	--

【 事業成果(アウトカム)指標】	
指標	要保育児童に占める認可保育所入所児童数の割合
選定理由	認可することにより、入所児童の処遇改善と併せて待機解消を図るため
計算・推計方法	基準を満たす、または整備により基準を満たすことになる施設の把握と認可の意向を確認し推計する。
留意事項	
指標の推移	H13年度 H14年度 H15年度 H16年度 H17年度
目標	76.6% 78.5% 81.7% 84.5% 86.8%
実績	76.6%

【 事業成果指標・備考】	
--------------	--

事業説明シート 58 児童扶養手当費（児童扶養手当支給事務経費）（新規）

部局課所 福祉保健部児童家庭課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 3節 母子保健および児童福祉・少子対策の充実
 7項 母子・父子家庭福祉の充実
重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【 事業の目的】 父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の向上を図る。	【 事業の対象】 離婚等により父と生計を同一にしていない児童のほか、父が障害者である場合の児童について、その児童を監護する母又は母に代わって児童を養育している者
【 全体事業概要】 これまで市町村では受付事務と交付事務のみを取り扱ってきたが、H14年度より認定・支払い・債権管理などを新たに市で行うことになる	【 新年度事業概要】 児童扶養手当の受給資格認定、支給等
【 備考】 児童扶養手当支給事業がH14年8月に県から委譲されることによる	【 国県施策名】 児童扶養手当支給事業 【 国補助率】 3 / 4 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 58 児童扶養手当費（児童扶養手当支給事務経費）（新規）

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】					
● 無 ○ 有					
【 民間事業との競合】					
● 無 ○ 有					
【 住民ニーズ、行政需要の動向】					
● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向		受給資格者数（3月31日現在） 平成9年度 1,749人 平成10年度 1,906人 平成11年度 2,091人 平成12年度 2,037人			
【 市が今行う必要性】					
○ 無 ● 有		地方分権の推進を図るための関係法律により、児童扶養手当法においてこれまで都道府県知事が行うものとされてきた児童扶養手当の受給資格認定等に関する事務が市に委譲される			
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】					
● 問題無 ○ 要配慮					
【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	一人あたりの支給額				
選定理由					
計算・推計方法	事業費 / 受給資格者数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					
【 事業成果指標・備考】 目標設定せず、実績表示とする。					

事業説明シート 61 高齢者バス優遇乗車助成事業(継続)

部局課所 福祉保健部高齢福祉課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 1節 高齢者保健・福祉の充実
 1項 社会活動への支援
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【事業の目的】 ・高齢者の社会参加といきがいづくりを促進し、高齢者福祉の向上を図る。	【事業の対象】 ・本市の住民基本台帳、外国人登録原票に登録され、満70歳以上のかた
【全体事業概要】 ・満70歳以上の高齢者のバス利用に際し、専用回数券(ゆうゆう乗車券)1冊1,000円分のうち500円を助成。 ・回数券販売カ所数・・・・・・25カ所 ・対象交通機関・・・・・・市交通局、中央交通	【新年度事業概要】 平成14年度資格証明書交付総数見込 13,782人 高齢者専用回数券販売見込(市負担分) 115,668千円 高齢者専用回数券販売冊数見込 231,336冊
【備考】	【国県施策名】 【国補助率】 【県補助率】 【起債充当率】

事業評価シート 61 高齢者バス優遇乗車助成事業(継続)

【事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】					
● 無 ○ 有					
【民間事業との競合】					
● 無 ○ 有					
【住民ニーズ、行政需要の動向】					
● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向		70歳以上人口は増加する一方であり、対象者が増加することにより住民ニーズは高まると予測できる 70歳以上人口 H10：33,740人、H11：35,617人、H12：37,457人			
【市が今行う必要性】					
○ 無 ● 有		市民ニーズを十分に調査した上で開始に至った事業であり、市民のニーズを反映した市が行うにふさわしい事業といえる。 秋田市高齢者バス優遇乗車助成事業実施要綱			
【事業外部の条件整備(関連事業等)】					
● 問題無 ○ 要配慮					
【事業成果(アウトカム)指標】					
指標	1人あたりの回数券販売冊数				
選定理由	利用度が反映されるため				
計算・推計方法	販売冊数 / 利用者数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					
【事業成果指標・備考】 目標設定せず、実績表示とする。					

事業説明シート 62 高齢者ふれあいバス事業(継続)

部局課所 福祉保健部高齢福祉課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 1節 高齢者保健・福祉の充実
 1項 社会活動への支援
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【 事業の目的】 ・高齢社会における高齢者の社会参加や健康と生きがいづくりの促進を図るため、そのリーダー的役割を担う老人クラブが行う活動を支援する。	【 事業の対象】 ・秋田市内各単位老人クラブ198クラブ ・秋田市老人クラブ連合会 1連合会 ・秋田市内小規模老人クラブ 2クラブ
【 全体事業概要】 ・専用バスを通常運賃の1割で提供する。 (1クラブ年間3回まで利用可)	【 新年度事業概要】 H14年度バス利用見込 137台 H14年度市負担額見込 12,372,000円
【 備考】 クラブ会員に限らず、家族・近隣あるいは各種団体等との合同利用が可能である。	【 国県施策名】 【 国補助率】 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 62 高齢者ふれあいバス事業(継続)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】	
● 無 ○ 有	当事業は各老人クラブへ十分に浸透しており手法等についての見直しは必要ない

【 民間事業との競合】	
○ 無 ● 有	各温泉施設等の送迎サービスの充実が利用率低下の要因の一つと考えられる

【 住民ニーズ、行政需要の動向】	
○ 増加傾向 ● 不変 ○ 減少傾向	現在の利用率は低下しているものの複数回利用するクラブも数多くあり(昨年度は利用クラブの58%が2回以上利用) 今後は横這いの状況になることが予測される 利用実績(延べ)H11:263クラブ H12:172クラブ H13(9月までの実績):86クラブ

【 市が今行う必要性】	
○ 無 ● 有	市単独事業として、当事業は各老人クラブへ浸透しており一定のニーズがある。クラブ活動活性化を図る為必要である。秋田市高齢者ふれあいバス事業実施要綱

【 事業外部の条件整備(関連事業等)】	
● 問題無 ○ 要配慮	主な対象者である単位老人クラブ(老人クラブ補助事業)に大きな変化はないと認められる

【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	老人クラブのふれあいバス利用率				
選定理由	全老人クラブ中、どれだけのクラブが利用しているかにより、支援の程度が示せる。				
計算・推計方法	全老人クラブ数に対して、1回でも利用しているクラブの比率				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	52%	52%	52%	52%	52%
実績					

【 事業成果指標・備考】
H12年度より利用者負担制を導入したこと、各温泉施設の送迎サービスが充実してきたことが利用率低下の主要因であると思われるが、各単位老人クラブの事業計画書から当事業が年間行事の一つとして定着しているクラブも目立つ。一旦利用率は低下したものの、今後は横這いの状況となることが予測される。

05福祉 62

事業説明シート 72 成年後見制度利用支援事業(新規)

部局課所 福祉保健部高齢福祉課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 1節 高齢者保健・福祉の充実
 0項
重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【 事業の目的】 介護保険サービスや支援費制度（知的障害者）の利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度の理解が不十分であることや費用負担が困難なことなどから利用が進まない事態に陥らないため、本制度により成年後見制度利用を支援する。	【 事業の対象】 介護サービス及び支援費制度を利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者、並びに知的障害者等の障害者であって、次のいずれにも該当する者。 1 老人福祉法第32条及び知的障害者福祉法第27条の3の規定に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、同法第11条（保佐開始の審判）、同法第14条第1項（補助開始の審判）等の規定する審判の請求を行うことが必要と認める者 2 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者
【 全体事業概要】 身寄りのない重度の痴呆性高齢者等並びに知的障害者等の障害者に対し、必要と認めた場合は、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。 ○成年後見等開始申立経費の助成は、一時立て替え払いであり、後見人等が選任された後に被後見人等の財産から償還を受けるものとし、償還資力のない者については、補助とする。 ○後見人等選任後の報酬についての助成は、支払い能力のない者について行うものであり、補助とする。	【 新年度事業概要】 身寄りのない重度の痴呆性高齢者等並びに知的障害者等の障害者に対し、必要と認めた場合は、成年後見制度の申し立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を補助する。
【 備考】	【 国県施策名】 成年後見制度利用支援事業 【 国補助率】 1 / 2 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 72 成年後見制度利用支援事業(新規)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】	
● 無 ○ 有	
【 民間事業との競合】	
● 無 ○ 有	
【 住民ニーズ、行政需要の動向】	
○ 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向	高齢化に伴い、ひとり暮らし高齢者は確実に増加の傾向にある。この中で痴呆等により、介護サービスを利用できない状況となることが十分に予想される。
【 市が今行う必要性】	
○ 無 ● 有	介護サービスを利用するため、契約等が必要であるが、痴呆性高齢者は、契約もできずサービスを利用できないことになる。これらを救済するため、成年後見制度が創設されているが、身寄りのないものは後見開始等の申し立てすらできない場合が考えられることから、老人福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、市長が申し立てするものである。
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】	
● 問題無 ○ 要配慮	

【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	制度利用者数				
選定理由	自力でサービスを受けることの出来ない高齢者等への救済を示す。				
計算・推計方法	平成14年度予定者数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標		5	5	5	5
実績					
【 事業成果指標・備考】					

05福祉 72

事業説明シート 73 生活支援ハウス運営事業(新規)

部局課所 福祉保健部高齢福祉課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 1節 高齢者保健・福祉の充実
 3項 施設整備の推進
重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【 事業の目的】 高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、安心して生活を送れるよう支援する。	【 事業の対象】 居住部門：60歳以上のひとり暮らしの者、夫婦のみの世帯に属する者及び家族による援助を受けることが困難な者であって、高齢等のため独立して生活することに不安のあるもの。
【 全体事業概要】 生活支援ハウス居住部門の運営 ひとり暮らしや夫婦のみの世帯の者で高齢等のため独立して生活することに不安のあるものに住居を提供すると共に、各種相談助言及び介護保険サービス、保健福祉サービスの利用に対し援助を行う。	【 新年度事業概要】 平成14年11月（仮称）福祉複合施設内に開所予定の生活支援ハウス居住部門の運営を（福）いずみ会へ委託して事業を実施する。 職員配置：利用人員11名以上の場合、生活援助員3名（2名は常勤）
【 備考】	【 国県施策名】 生活支援ハウス運営事業 【 国補助率】 1 / 2 【 県補助率】 【 起債充当率】

事業評価シート 73 生活支援ハウス運営事業(新規)

【 事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】	
● 無 ○ 有	
【 民間事業との競合】	
● 無 ○ 有	
【 住民ニーズ、行政需要の動向】	
● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向	ひとり暮らし高齢者数 H10:4,188人 H11:4,974人 H12:5,358人
【 市が今行う必要性】	
○ 無 ● 有	高齢化及び核家族化等により、ひとり暮らし等で独立して生活することに不安のある者は確実に増加するものと推測できる。これらの者の支援は時代のニーズでもあり、実施主体は市町村であることから本市においても事業実施の必要性ある。 厚生労働省老健局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）運営事業実施要綱
【 事業外部の条件整備(関連事業等)】	
● 問題無 ○ 要配慮	

【 事業成果(アウトカム)指標】					
指標	定員1人あたりの事業費				
選定理由					
計算・推計方法	事業費 / 定員数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績					

【事業成果指標・備考】
目標設定せず、実績表示とする。

05福祉 73